

みふね農地利用最適化の推進運動

農委会名：御船町農業委員会

1 地域の概要

御船町は、熊本市の東南東に位置し、東西約20km、南北に約10kmに広がり、平坦地域と山間地域に大別でき、その間を緑川、御船川、矢形川が流れている。平坦地域はまとまりのある水田地帯と御船原台地、豊秋台地、高木台地からなり、山間地域は阿蘇外輪山の南西斜面により構成される。また、九州縦貫自動車道「御船インターチェンジ」、九州中央自動車道「小池高山インターチェンジ」、「上野吉無田インターチェンジ」を有し、全国でも珍しい3つのインターチェンジがある九州の大動脈としても注目されている。

農用区域については約1,371.6haであり、その現況利用の内訳は農地1,290.6ha、採草放牧地73.8ha、農業用施設用地7.2haである。農業構造については、熊本市近郊にあることから兼業化が進行している。

平坦部では、土地利用型農業を中心とした農業形態であり、中山間地域では担い手不足による農地の遊休化が深刻化している。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち、認定11人、女性1人）
- (2) 推進委員数 10人（うち、認定2人、女性0人）
- (3) 事務局体制 4人（兼任4人）

3 掲げた目標

平成30年12月に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に目標に向けて取り組んでいく。

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
【新規集積目標面積】 15ha
- (2) 耕作放棄地対策
【解消目標面積】 2ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 農地の集積・集約化
農業委員、農地利用最適化推進委員により、担当地区内において農地の貸し借りに関する周知を行った。
- (2) 耕作放棄地対策
8月に実施した農地利用状況調査の結果を基に、農業委員会及び事務局で現地調査を行い解消農地や新規遊休農地を確認すると共に、地図やデータに記録し、所有者にあっせん等の指導を実施した。
また、再生が困難と見込まれる耕作放棄地（B分類）については、非農地化を推進することで、耕作放棄の解消を図った。

5 取り組みの成果

(1) 農地の集積・集約化

【集積実績】 63ha（新規実績：28ha）

(2) 耕作放棄地対策

【非農地通知発出面積】 3.1ha



【現地確認の様子】

6 課題と今後の方針等

農業者の高齢化等による後継者不足と農産物価格低迷による生産意欲の減退、さらに中山間地域においては鳥獣被害による耕作困難地の増加等により耕作放棄地が増えている。

一時的に解消を図っても、前記の理由から継続的・安定的な解消に繋がりにくいため、さらに農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図り、農地の状況把握並びに解消対策に取り組んでいく。

嘉島町の遊休農地解消活動と担い手への集積活動

農委会名：嘉島町農業委員会

1 地域の概要

嘉島町は東部に一部丘陵地を有するものの、殆どが平坦地区であり、普通作を中心に農業経営が進められている地域である。また、地域によっては施設園芸（イチゴ、トマト）が盛んに行われている。

農業振興地域の農地は1,480.0haであり、そのうち農用地区域は689.8haとなっている。区画整理事業の施行により、町全体において都市化が進み、今後益々農地の減少が進む傾向にあるため、遊休農地を無くし、優良農地の確保を進めていくことが課題である。また、それらの優良農地を担い手へ集積し、より効率のよい農地の利用を進めていく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 17人（うち、認定9人、女性2人）
- (2) 事務局体制 3人（専兼3人）

3 掲げた目標

- 遊休農地解消活動（農地パトロール）
- 担い手への農地集積の取組み

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- 遊休農地解消活動（農地パトロール）

環境美化と遊休農地の解消を目的に農業委員17名と事務局3名の計20名で、2班に分かれて、重点地区を中心にパトロールを実施した。未解消の農地の現状と耕作放棄地の把握を行い、今後の方針を検討した。



【農地パトロールの様子】

- 担い手への農地集積の取組み
本町では、平成27年度に、各地区に存在していた営農組織を統合させる形で大規模

(別紙様式①)

な農事組合法人「かしま広域農場」が設立された。

今後はその「かしま広域農場」やその他の認定農業者への面的な集積を図っていくことが必要である。そのための活動として、農業委員会では、利用権設定をしていない農地の所有者や貸借期間の満了を迎える農地の所有者などに対して、担い手への利用権設定を促している。

5 取り組みの成果

○ 遊休農地解消活動（農地パトロール）について

農地パトロールの結果、新規の遊休農地及び耕作放棄地が15,068㎡見つかった。

農業委員会農業委員が農業経営基盤強化促進法にて農地の貸借契約をし、耕作放棄地有効利用促進事業を活用して再生作業、営農定着を行い、1,635㎡の耕作放棄地の解消に繋がった。

○ 担い手への農地集積の取り組みについて

新たに農地を貸したい所有者や貸借期間の満了が近づいた所有者に対しては、農地中間管理事業の活用を働きかけ、将来の面的な集積を見据えた権利設定を進めている。

令和3年度（2021年度）の農地中間管理機構を活用した貸借件数は99件（約12.1ha）となっている。

6 課題と今後の方針等

遊休農地の解消活動については、草刈り等の保全管理をされている農地については、今後作付け再開出来るように指導していく。

なお、遊休化している農地に関しては、事業等を活用しながら再生作業を行っていく。

また、担い手への集積活動については、今後も農地中間管理機構を活用した利用権設定を進めるとともに、5年後、10年後の将来を見据えた人・農地プランの作成を進めていく。

ましき農地利用最適化の推進運動

農委会名：益城町農業委員会

1 地域の概要

益城町は、熊本県のほぼ中央北寄りに在り、南部山麓一帯には中山間農地、中央平坦部には水田地帯、そして北部台地には畑地帯が展開している。特に北部台地の畑地域では、瓜類を主とした施設園芸の取り組みや甘藷栽培が盛んに行われ、県下でも有数の台地を形成している。

平成28年に発生した熊本地震により、農地や用排水路が被災した。耕作できない状態が続いたが、現在は復旧が進んでおり、元に戻りつつある。

農業就業者の高齢化、担い手不足、兼業化の進展等様々な問題を抱えているため、今後は、高効率・高付加価値の農業経営の推進、計画的な農地集約化の推進、新たな担い手の受け入れ・育成等に取り組んでいく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人(うち、認定8人)
- (2) 推進委員数 16人(うち、認定9人)
- (3) 事務局体制 4人(専任3人、兼任1人)

3 掲げた目標

- (1) 担い手への農地の集積・集約化
【集積目標】 新規実績：210ha
- (2) 遊休農地解消面積
【解消目標】 1.15ha

4 目標達成に向けた取組み(運動)の内容

口頭契約を結んでいる事例が多く見受けられることについては、引き続き町農政担当が行っている転作関係書類発送時に、利用権設定及び農地中間管理機構を利用した賃貸借契約の手続きの案内を同封し周知を行い、利用権の設定を促すよう促した。

遊休農地対策として、農業委員及び推進委員において、新たな遊休農地の発生を未然に防ぐよう平時からの農地パトロールを増加し発生を未然防止に努めた。

また、利用状況調査においては、まず、農業委員、推進委員のみで現地確認を行い、解消の見込みがある遊休農地については、農業委員、推進委員、事務局(2名)にて再度現地確認を行い、解消見込みのある農地について重点的に意向調査することで、遊休農地の解消を促進した。

5 取り組みの成果(できるだけ数値を用いながら、具体的に)

- (1) 令和3年度の担い手への農地の集積・集約化
【集積実績】 87ha(新規実績：26ha)
昨年度、高収益作物次期作交付金の影響で集積が進んだ反動もあり、本年度の集積実

(別紙様式①)

績は大きく減少した。

貸したい等要望があった農地については、農地の所在する地区の農業委員、推進委員が新たな耕作者の掘り起しを行い貸借につなげることができているため、今後も引き続き続けていく。

(2) 遊休農地解消面積

【解消実績】 10.2ha

通知をしたことで、自己管理を行うようになった遊休農地や既に解消している農地を台帳整理したことにより、遊休農地の面積としては大きく減少した。

しかし、遊休農地が減少した一方で荒廃農地に判断を変更した農地も多くあるため、荒廃農地への対応は今後の課題である。

農地パトロールを農業委員、推進委員が共に日常的に行うことで遊休農地の新規発生を抑制した。



【解消前】



【解消後】

6 課題と今後の方針等

本町の集積面積は増加傾向にあるが、高齢化による担い手の減少が進行していることもあり、今後は集約にも注力し、より効率的な営農を推し進める必要がある。

遊休農地の解消についても、同様の理由により、解消を行ったとしても翌年度には新たな遊休農地が発生している状況である。

また、荒廃農地の非農地判断についても、町の抱える大きな課題となっているため、地籍調査等の進捗を確認しながら、徐々に行っていく必要がある。

町の農業を衰退させないためにも、人・農地プランに沿った集落単位での営農体制を、農業委員及び推進委員が中心となり、構築していくことが今後求められる。

こうさ農地利用最適化推進運動

農委会名：甲佐町農業委員会

1 地域の概要

甲佐町は、熊本県のほぼ中央に位置し町の中心部を一級河川緑川が還流するなど豊かな自然環境と豊富な水を活用して、農業を中心として発展してきた。

本町の農業の特徴としては、中山間地域と平坦地域の2つの地域が存在しており、中山間地域では地域性を生かした農業、米、花木、果樹等の栽培が行われてきた。

また、平坦地域では肥沃な大地と豊かな水の恵みを受け、米、麦、大豆の土地利用型農業に加えて高収益性の花卉・花木、ニラ、スイートコーンが栽培され、この作物については県内でも有数の産地となっており、本町の特産品として位置付けている。

今後の課題としては、農業従事者の高齢化が徐々に進んでおり3人に1人が70歳以上という状況となっているため、担い手への農地の集積、集約化をどのように進めていくかと合わせて、中山間地域では若者の流失に伴い担い手不足や有害鳥獣による被害の発生も年々増加傾向であるため、有害鳥獣対策や耕作放棄地の抑制など農地を利用しやすい環境づくりをどのように進めていくかが課題となっている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14名（うち、認定10人、女性2人）
- (2) 推進委員数 11名（うち、認定7人、女性0人）
- (3) 事務局体制 4名（兼任4人）

3 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 農地の集積・集約化の推進
○本年度の目標面積 79.4ha
- (2) 非農地化の推進
○本年度目標 10.0ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 農地の集積・集約化の推進
掲げた目標を達成するため年度当初の農業委員会総会において各委員へ農地集積の周知や活動地区の分担を行った。
具体的な活動内容としては、農地のパトロールによる現状の把握を行いながら集積が可能と思われる農地については、受け手の掘り出しを行いながら、農地の集積に努めた。
その他、利用権設定の更新時期を迎えた農地について、できるだけ円滑な更新へと繋がるよう農業委員、農地利用最適化推進委員が手分けし、農地所有者及び耕作者を訪れ、更新手続きを行った。
- (2) 非農地化の推進
管内農地全筆1,615haの利用状況調査を実施し、荒廃が確認された農地を農地管理部会により再度調査を行い、非農地判断を行った。

(別紙様式①)

また、非農地証明願も随時受付を行い、農地管理部会での現地確認時等に併せ非農地判断を行った。

5 取り組みの成果

(1) 本年度の集積実績 38.9ha

達成率 49.0%

成果としては、集積目標面積79.4haに対し集積実績38.9haで、率としては49.0%の集積率となった。

(2) 非農地通知書の発送

本年度目標 10.0ha

本年度実績 11.0ha

令和3年度農地利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が約94.8haあり、特に荒廃が進んでいる農地を、農地管理部会により現地調査を実施した。その後、農業委員会定例総会に諮り、約11.0haの非農地通知書を発送した。



【人・農地プラン検討会議】



【非農地判断現地確認】

6 課題と今後の方針等

今後においては、農業者の減少や高齢化に伴い耕作できなくなる農地が出てくるのが予想されるため、新規就農者の把握や規模拡大を希望する農家の把握など情報収集活動や人・農地プラン検討会議などへの参加も含めた地域活動の強化を図りながら、農地の利用集積を図っていく。

また、農地への再生が困難と見込まれる荒廃農地も発生することが予想され、今後も守る農地と守れない農地の区分わけを行い、守れない農地については非農地化を行っていく。

その活動の主体としては、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携した農地利用最適化実践チームを編成し、このチームごとに担当地区の農地利用の最適化活動に努める。

やまと農業・最適化推進運動

農業委員会名：山都町農業委員会

1 地域の概要

本町は熊本県の東部に位置し、県内自治体で3番目の面積を誇る。その面積は54,833㎡を有しており、阿蘇南外輪山から九州山地の脊梁までを圏域に、起伏に富んだ独特の渓谷を形成している。

標高は300m～900mの豊かな自然を中心とした中山間地域にあるため、多くの集落に農地が点在する農業の条件不利地域であるが、将来の集落の農地を保全するため、人・農地プランにおける担い手を支援するとともに集落営農を推進している。

また、本町は有機農業の先進地でもあり、安心・安全な農産物を生産する環境保全型農業に積極的に取り組んでいます。米・茶・栗・トマト・キャベツ・ブルーベリー、椎茸やタケノコなどの農産品が有名である。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 19名（うち、認定10人、女性3名）
- (2) 推進委員数 28名（うち、認定11人、女性0人）
- (3) 事務局体制 4名（専任3人、兼任1人）

3 掲げた目標

- (1) 集積目標 10.0ha
- (2) 遊休農地の解消 2.5ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

農地利用の最適化を推進するため、町内を8区域に分けて農地利用最適化実践チームを編成し、目標達成に向け、年間を通してその達成に向けてチームごとに計画から実践までを行った。

また、耕作放棄地の解消に向けて、年間を通じて農業委員による農地パトロールを行った。パトロールにおいては、以下の事項についても実施した。

- 農用地の転用状況の現地確認等
- 農業経営基盤強化促進法による利用権設定農地等の確認

農地パトロール終了後は、参加者による報告・検討会を行い現状と課題を整理するとともに、事後指導の対応等について協議を行った。

令和3年度においては新型コロナの影響もあり、思うように活動ができなかったものの、自己研鑽の機会ととらえ、農業委員、推進委員参加のもと感染症防止対策を講じながら、現地視察研修を実施した。

【日時】令和3年11月11日

【講師】地元農業委員

【目的】農業委員19名及び事務局及び職員で遊休農地の現地検討会を行った。

【別紙様式③】

本町の遊休農地面積は372ha（令和元年12月現在）と年々増加しており、その現状と対策に向けて現地検討会を実施した。今後の活用等については農地のあり方を含め活発な意見が出された。



【現地視察研修の状況】

5 取り組みの成果

令和3年度においては県事業で1件、面積0.37haを解消した。



【農地パトロールの状況】

6 課題と今後の方針等

中山間地域における農業を取巻く情勢は、農業者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害、並びに耕作放棄地の増加など、以前にも増して大変厳しい状況になってきている。

このような中、集落営農や地域全体で農地の維持や保全・管理のための取り組みを推し進めていくこと。併せて、農業者が高齢化していくなか老後に安心・安定した生活が出来る基盤を築いていく体制づくりが必要と思われる。

農業委員会及び関係機関の連携した総合的な取り組み、また農地利用最適化実践チームの有効的な活動が、これからの農地保全や農業生産及び生活基盤造りに繋がるものと考えられる。